

長岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき出資団体監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和4年1月7日

| | |
|---------|-------|
| 長岡市監査委員 | 阿部隆夫 |
| 同 | 篠田弘成 |
| 同 | 野本直樹 |
| 同 | 長谷川一作 |

1 監査の対象

長岡地域土地開発公社

※長岡地域土地開発公社全体及び長岡事業所に係るもの

（所管課：財政課）

2 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和3年10月14日から10月26日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 定款及び会計規程等の諸規程は整備されているか。
- (2) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 事業報告・決算書等は法令等に準拠して作成されているか。
- (4) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (5) 関係帳簿の整備及び記帳は適切か。領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。

(6) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

(7) 人件費の内容、金額は事業規模に比べて適正か。

(8) 経営成績、経営状況は良好か。

6 監査の結果

適正に処理されていました。